

令和3年11月24日

横須賀市長 上地克明 殿

## 要 請 書

原子力空母母港化の是非を問う住民投票を成功させる会

共同代表	呉 東	正 彦
同	新 倉	裕 史
同	小 林	麻 利 子
同	今 野	宏
同	三 影	憲 一

以下の各点につき要請します。いずれも市民生活にとって重要な問題ですので、ご回答をお願いいたします。

1、今年、米海軍は横須賀基地に新しいイージス艦を3隻配備しました。

これは、母港艦船の増加であり、基地機能の強化として、米軍基地の縮小返還を求める横須賀市の基本方針に反するのではないのでしょうか。

この3隻の配備によって、横須賀基地の母港艦船の乗組員は従前より何人増加し、住宅の増加等横須賀市に与える影響はどう評価されますか。

2、別紙1のとおり、9月4日に英空母クィーンエリザベスが、9月5日に英補給艦タイドスプリングスが 米海軍横須賀基地に、蘭フリゲート艦エファーツェンが自衛隊横須賀基地に寄港しました。

また11月10日には、独フリゲート艦バイエルンが自衛隊横須賀基地に寄港しました。

(1) 日米安保条約によって、『日本の防衛のために』『米軍にのみ』提供されている米海軍横須賀基地を、国連軍協定によらずに、英軍軍艦が使用する法的根拠はない（日米安保条約に違反している。）のではないのでしょうか。

この点を曖昧にすると、米海軍横須賀基地を、日本の防衛のためでない紛争のために米国以外の軍艦が無制限に使用する先例となってしまいます。

この点を再度国にご照会、ご確認下さい。

(2) 独フリゲート艦バイエルンの横須賀寄港については、横須賀市に事前の情報提供等があったのでしょうか。

(3) これら米国以外の軍艦の横須賀基地の寄港は、それ以前の日本周辺での共同軍事訓練の実態に鑑みると、到底親善訪問とは考えられません。

そうすると、自衛隊基地への寄港も含めて、横須賀基地の憲法違反の多国籍軍による集団的自衛権的利用をもたらす、大変危険な動きであり、ひいては日本の防衛のためではない紛争によって横須賀市が不測の攻撃を受ける事態を招かないでしょうか。

この点について、日本国憲法下での自衛隊や、米軍基地という観点から、市の見解を伺い、一定の懸念を表明されるよう求めます。

3、コロナ水際対策について、別紙2・3のように、米国でも、英国でも、コロナ感染者は、ワクチンの普及にも係わらず、再び増加しています。

(1) 別紙4のとおり、米海兵隊員が成田空港でコロナ陽性であったにも係わらず、隔離されず沖縄に民間機で移動する事件が発生しました。

昨年同様、これから原子力空母の定期修理のために、多数の米国民間人が、成田空港羽田空港から入国しますが、昨年同様、日本人と同様の厳格な水際対策が行われることが間違いないのか、国や米海軍に確認して下さい。

(2) 10月16日に帰港した原子力空母レーガンには、航海中コロナ陽性者は発生しなかったのでしょうか。また、帰港に際して、他の入国米軍人と同様に、14日の隔離期間は実施されたのでしょうか。国や米海軍に確認して下さい。

(3) 英空母クィーンエリザベス、英補給艦タイドスプリングス、蘭フリゲート艦エファーツェン、独フリゲート艦バイエルンには、横須賀寄港時にコロナ感染者はいなかったのでしょうか。

上陸して基地内に止まったとしても、日本人との交流はなかったのでしょうか。

特に自衛隊基地に上陸して基地内に止まった場合、日米地位協定が適用されないのではコロナウィルス等の検疫手続きは、日本法が適用されるのではないかとおもわれますが、日本法が適用されているのでしょうか。

4、6月16日に参議院で強行採決されてしまった土地利用規制法ですが、米軍基地等の

周辺1 km以内につき、土地建物の利用状況調査を可能とし、特別注視区域は一定面積以上の土地の売買・開発行為等を事前届出を義務付け、調査の結果、国が重要施設の機能を阻害すると判断した場合には、利用中止命令を出し、応じない場合には罰則を課するという、拡大解釈のおそれのある大変危険な法案で、横須賀市民等、基地周辺住民の市民活動や、不動産取引に重大な悪影響を及ぼしかねないものです。

特に、米軍基地と自衛隊基地の周辺1 km以内という点、別紙5のとおり、京急田浦駅から横須賀中央駅までの横須賀市の中心市街地が入ってしまいます。

- (1) その結果、戦前のように市内で生活したり、経済活動を行う市民の活動が監視され、土地建物を自由に利用できず、市民生活等を制限されることにはならないでしょうか。
- (2) 国土利用計画法は、形式的には、この法律と構造が似ているが、注視区域、監視区域を指定して、土地取引を事前に知事に届出ねばならず、この届出に対して知事は、6週間以内に、中止勧告または不勧告を通知することが明文で規定されていることによって取引の安全が図られ、また中止勧告までは出せるが、中止命令は出せません。

しかし重要土地利用規制法は、特別注視区域で不動産取引を事前届出しても、届出に対して国が利用の変更や中止勧告をすべき期限が設けられていないので、いつまでも不動産取引が不安定な立場におかれ、契約・決済ができない等取引の安全が害されます。

また、勧告のみならず、強制力のある命令が事後的に出されることもあるので、買主の立場がいつまでも安定しないこととなり、取引の萎縮効果を生み、横須賀の不動産価値がさらに低下することになりかねず、市内の不動産業者も懸念しています。

この点を、横須賀市はいかにお考えですか。市内の不動産業者からも意見聴取して下さい。

- (3) 市は、この法律の今後の具体化スケジュールをどのように把握していますか。明示されていないならば、照会して市民に公表して下さい。
- (4) 別紙6・7のとおり、衆議院、参議院の付帯決議で、注視区域等の指定については、当該地方公共団体の意見を聴取する旨を基本方針において定めることが決議されています。今までに、内閣府から、意見の聴取、打診はありますか。ないとするならば何時頃あると考えていますか。

直前にバタバタと形式的に聴取されるだけではいけないので、今から以下のように国への働きかけを開始して下さい。

- (5) 別紙5のとおり指定されると横須賀市の市民、経済活動に及ぼす悪影響は計り知れな

いので、そのとおり指定しないよう、国に積極的に働きかけをしてください。

- (6) 第9条の内閣総理大臣が『重要施設の施設機能を阻害する行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認めるとき』との要件が全く抽象的で曖昧であるので、これについて、いかなる行為が該当し、該当しないのかを明確にするため、それを政令で示す、ガイドラインで示す、QアンドAで示す等施行前に明確に示すよう求めて下さい。
- (7) 第13条の特別中止区域内の取引の事前届出について、いつまでも不動産取引が不安定な立場におかれ、契約・決済ができない等取引の安全が害されるので、国土利用計画法と同様に、勧告期限を明示し、また不服申立方法を明示することを求めて下さい。

5、今年になって、

- ① 5月9日に、横須賀市汐見台の住宅に、米海軍兵士が住居侵入して逮捕され、
- ② 5月16日に、米海軍横須賀基地所属の三等兵曹が、酒気帯び運転により高速道路を逆走してトラック2台と衝突した事故が起こり、大麻取締法違反（所持）でも起訴され、
- ③ 5月29日に、米海軍横須賀基地所属の兵士が、静岡県で飲食店の駐車場に突っ込み、1人が死亡し、2人が負傷する事故を起こし
- ④ 10月22日に、横須賀市新港町で、帰港直後の米海軍の原子力空母の乗組員が、酒に酔って警備員を殴る傷害事件を起こし、
- ⑤ 10月24日、米海軍横須賀基地所属の三等兵曹が、六本木で薬物所持で逮捕され、
- ⑥ 11月13日、米海軍厚木基地所属の一等兵曹が、綾瀬市で一時停止違反でバイクの少年をはねて死亡させる事故を起こしています。

まず、酒に酔って発生した事件については、原子力空母の出航直前、帰港直後のことですが、米海軍の飲酒についての規制はどうなっており、守られていたのでしょうか。

薬物、大麻関係の事件は、従前から多発しており、米海軍横須賀基地に相当蔓延している可能性が否定できません。

また飲酒していない過失による交通事故も、米海軍関係者は、比較的容易に運転免許証が取得できるのでその技量が必ずしも高くなく、また地位協定の壁により被害者が泣き寝入りするケースも多発しています。

従ってこれらに個々の事件事故についての市の対処をお伺いしたいとともに、原子力空母が帰港してから出航するまでの半年に特に多発している実態に鑑み、飲酒対策、薬物対策、交通事故防止対策について米海軍にさらに申し入れをされるよう要請します。

6、米海軍浦郷弾薬庫前の棧橋、連絡橋建設と、海域浚渫についての、横須賀市との地質の追加調査に基づく、連絡橋建設の港湾法37条協議が、近々に開始されようとしています。

これについては、弾薬の棧橋での積み卸し作業による危険と、長浦湾の狭い入り口部分での運搬船の回頭による海上交通の危険の問題があります。

従って、上記につき、周辺住民や、海上交通関係者への説明の場を国に求め、それがなされない状態では、港湾法協議を完了させないで下さい。

また、周辺の岩盤層には、環境基準以上の砒素が含まれていることは公知の事実であるので、2回の地質調査で採取した土壌に環境調査を求め、それを公表し、それに対する汚染拡散防止対策を求めて下さい。

7、12月15日予定の日米合同原子力艦防災訓練については、最悪の事故を想定して、従前のシナリオどおりではなく、新しい試みを加えて下さい。

また昨年実施されなかった横須賀市地域総合原子力艦防災訓練については、今年は、感染防止対策に工夫しつつも、最悪の事故を想定し、規模、対象範囲を拡大し、3キロ以遠への避難訓練、被曝医療訓練等の新しい取り組みも加えて、実施して下さい。

(11月27日に市民団体の実施する自主防災避難訓練のチラシを別紙7として提供いたします。)